

農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル（改訂第3版）

遊休農地調査及び荒廃農地調査の統合に係る変更 新旧対照表

| ページ番号 ※（）内は 旧番号 | 旧（改訂第2版） | 新（改訂第3版） |
|-----------------------|---|---|
| 表紙 (表紙) | 農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作 放棄地対策マニュアル（改訂第2版） 令和3年3月千葉県 | 農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作 放棄地対策マニュアル（改訂第3版） 令和4年3月千葉県 |
| はじめに (はじめ に) | そこで、千葉県では、農書委員・農地利用最適化推進 委員の皆様が耕作放棄地対策の現場活動に活用できる よう「千葉県耕作放棄地対策マニュアル」を作成しまし た。 | そこで、千葉県では、農書委員・農地利用最適化推進 委員の皆様が耕作放棄地対策の現場活動に活用できる よう「千葉県耕作放棄地対策マニュアル」を作成してい ます。 |
| 目次 (目次) | I 耕作放棄地の定義について II 耕作放棄地調査の進め方 1 調査対象となる耕作放棄地 (2) 荒廃農地の解消確認について | I 耕作放棄地の定義について（フォントの統一） II 耕作放棄地調査の進め方（スペースの統一） 1 調査対象となる耕作放棄地 (2) 遊休農地の解消確認について |

| | | |
|------------------|---|---|
| | <p>Ⅲ耕作放棄地対策の進め方 ステップ2 再生作業の開始 耕作放棄地（荒廃農地・遊休農地）対策の補助金Q&A</p> <p>本マニュアルは令和3年3月時点の情報に基づいて作成したものです。</p> | <p>Ⅲ耕作放棄地対策の進め方 ステップ2 再生作業の開始 （削除）</p> <p>本マニュアルは令和4年1月末時点の情報に基づいて作成したものです。</p> |
| <p>2 (2)</p> | <p>図：別紙参照</p> | <p>図：別紙参照</p> |
| <p>3 (3)</p> | <p>図：別紙参照</p> <p>注)「荒廃農地調査」に関するものは、農林水産省の「荒廃農地調査」より引用</p> | <p>図：別紙参照</p> <p>注)「荒廃農地調査」に関するものは、農林水産省の「荒廃農地調査」より引用</p> <p>※「荒廃農地調査」は令和3年度に廃止された。</p> |
| <p>4 (4)</p> | <p>先のページで耕作放棄地の区分を示しましたが、遊休農地及び荒廃農地について、写真を掲載しますので、毎年の農地法に基づく利用状況調査及び荒廃農地調査の際の参考にしてください。</p> | <p>先のページで耕作放棄地の区分を示しましたが、遊休農地（削除）について、写真を掲載しますので、毎年の農地法に基づく利用状況調査（削除）の際の参考にしてください。</p> |

| | | |
|------------------|---|---|
| <p>5 (5)</p> | <p><1号遊休農地(=荒廃農地A分類)> ススキやササなどの多年生雑草や気が繁茂し、農家が保有しているトラクター、耕運機等を利用した通常の農作業だけでは耕作ができない農地</p> <p>(以下、別紙参照)</p> <p><荒廃農地B分類></p> | <p><1号遊休農地(削除)> 過去1年以上の作物の栽培がおこなわれておらず、維持管理^{注3}が適切に行われていないもの 荒廃の程度により、以下のとおり区分する。 注3) 今後の耕作に向けて草刈り、耕起等、農地を常の耕作し得る状態に保つ行為</p> <p>(以下、別紙参照)</p> <p><再生利用が困難な農地></p> |
| <p>6 (6)</p> | <p>耕作放棄地については、「耕作放棄地」、「遊休農地」及び「荒廃農地」といった3種類の区分があり、調査方法や定義が異なりますので、混同しないように注意が必要です。農業委員会において、調査を行うのは、「遊休農地」と「荒廃農地」です。</p> <p>3 荒廃農地 「荒廃農地調査要領」(調査要領における区分) 市町村及び農業委員会が毎年一回の調査により、判定を実施。農林水産省農村振興局の所管。2の遊休農地調</p> | <p>耕作放棄地については、「耕作放棄地」、「遊休農地」及び「荒廃農地」といった3種類の区分があり、調査方法や定義が異なりますので、混同しないように注意が必要です。(削除)</p> <p>3 荒廃農地 「荒廃農地調査要領」(調査要領における区分) 市町村及び農業委員会が毎年一回の調査により、判定を実施。農林水産省農村振興局の所管。(削除)</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | <p>査と一緒に実施。</p> | <p>令和3年度に遊休農地調査と統合し、荒廃農地調査は廃止された。</p> |
| 7 (7) | <p>1 調査対象となる耕作放棄地</p> <p>(1) 耕作放棄地の区分について</p> <p>(2) 荒廃農地の解消確認について</p> | <p>1 調査対象となる耕作放棄地</p> <p>(1) 遊休農地等の区分について</p> <p>(2) 遊休農地等の解消確認について</p> |
| 8 (8) | <p>(1) 耕作放棄地の区分について</p> <p>遊休農地の調査は、全農地に対して、毎年8月頃に実施することになっており、荒廃農地調査と合わせて行うことになっています。</p> <p>ア遊休農地の区分について</p> <p>農地法に基づく区分で、農業委員会が調査を行い、2号遊休農地（低利用農地）と1号遊休農地（＝荒廃農地A分類）との判定を行います。</p> | <p>(1) 耕作放棄地の区分について</p> <p>遊休農地の調査は、全農地に対して、毎年8月頃に実施する（削除）ことになっています。</p> <p>(削除)</p> <p>○2号遊休農地(低利用農地)</p> <p>農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農地</p> <p>○1号遊休農地 緑区分</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>イ 荒廃農地の区分について</p> <p>荒廃農地は農業委員会及び市町村が共同で調査することになっており、A分類（再生利用が可能な荒廃農</p> | <p>人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地</p> <p>○1号遊休農地 黄区分</p> <p>草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業利用を図るための条件整備が必要となる農地</p> <p>○遊休化のおそれのある農地</p> <p>今まで耕作していた者が死亡した場合や遠隔地に転居した場合等で、耕作者不在、不在となることが確実な農地</p> <p>○再生利用が困難な農地</p> <p>山林や原野化する等農地に復元することが困難である農地</p> <p>(削除)</p> |
|--|---|--|

| | | |
|------------|--|--|
| | <p>地) 及びB分類 (再生利用が困難と見込まれる荒廃農地) の区分があります。荒廃農地調査は遊休農地の調査と併せて行います。</p> <p>※遊休農地及び荒廃農地のイメージについては、「I 耕作放棄地の定義について」を参照してください。</p> <p>(2) 荒廃農地の解消確認について</p> <p>荒廃農地調査においては、荒廃農地となっていたものが、解消された農地についても確認し、解消区分についても調査を行う必要があります。前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に、解消された荒廃農地について区分の整理を行います。</p> <p>解消区分については、以下の3つに分類を行います。</p> | <p>※遊休農地(削除)のイメージについては、「I 耕作放棄地の定義について」を参照してください。</p> <p>(2) 遊休農地等の解消確認について</p> <p>遊休農地の調査において、遊休農地と判定されたものが、解消された農地についても確認し、その解消区分についても調査を行う必要があります。前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に、解消された遊休農地について区分の整理を行います。</p> <p>解消等の区分については、以下の4つに分類を行います。</p> |
| 9 (9) | 図：別紙参照 | 図：別紙参照 |
| (10) | | (ページ削除) |
| 10 (11) | 遊休農地化のおそれのある農地 今まで耕作していた者が死亡した場合や遠隔地に転 | (削除) |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| | 居した場合等で、耕作者不在、不在となることが確実な農地 | |
| 1 1 (1 2) | 図：別紙参照 | 図：別紙参照 |
| 1 2 - 1 3 (1 3 - 1 4) | 図：別紙参照 | 図：別紙参照 |
| 1 4 (1 5) | <p>イ 実施時期 農業委員会において、毎年8月頃に実施し、1 1 月末までに利用意向調査書を発出できるようにしておく必要があります。</p> <p>エ 事前準備 ① 2号遊休農地、1号遊休農地及びB分類の区分が記載されている写真や定義が記載されている資料</p> | <p>イ 実施時期 農業委員会において、毎年8月頃に実施し、遊休農地判定後直ちに利用意向調査書を発出できるようにしておく必要があります。</p> <p>エ 事前準備 ① 2号遊休農地、1号遊休農地、遊休化のおそれのある農地及び再生利用が困難な農地の区分が記載されている写真や定義が記載されている資料</p> |
| 1 5 (1 6) | <p>イ 利用意向調査の方法 利用意向調査は毎年1 1月末までに実施し、農業委員会が対象農地の所有者等に当該農地の利用の意向を書面で確認します。回答期限は翌年の利用状況調査の実施時期を考慮して、翌年の1月末</p> | <p>イ 利用意向調査の方法 利用意向調査は遊休農地判定後直ちに実施し、農業委員会が対象農地の所有者等に当該農地の利用の意向を書面で確認します。回答期限は利用意向調査書の発出から1か月以内です。</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| | までの範囲で設定します。 | |
| 20 (21) | <p>利用状況調査実施フロー図（例）</p> <p>利用状況調査の実施</p> <p>①荒廃農地調査も実施</p> <p>②利用意向調査の意向どおりに実施されているかどうかの確認</p> <p>③農地中間管理機構に情報提供する遊休農地情報の確認</p> <p>荒廃農地調査・農地台帳への反映（市町村農政課及び農業委員会事務局）</p> | <p>利用状況調査実施フロー図（例）</p> <p>利用状況調査の実施</p> <p>（削除）</p> <p>①利用意向調査の意向どおりに実施されているかどうかの確認</p> <p>②農地中間管理機構に情報提供する遊休農地情報の確認</p> <p>（削除）農地台帳への反映（（削除）農業委員会事務局）</p> |
| 26 (27) | <p>再生の工程と費用</p> <p>自力施工による再生の工程と費用（1号遊休農地の例、10aあたり）はおおむね下記のとおりとなりますので、再生計画を作成する際の参考として下さい。</p> <p>農地の状況によって、必要な作業を行うため、すべての工程を踏む必要はありませんが、土壌改良を含む一定以上費用*がかかることが、耕作放棄地再生の補助金を受ける際の要件となります。</p> <p>以下の表を目安として、必要な作業を加算し、どのく</p> | <p>再生の工程と費用</p> <p>自力施工による再生の工程と費用（1号遊休農地の例、10aあたり）はおおむね下記のとおりとなりますので、再生計画を作成する際の参考として下さい。</p> <p>（削除）</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | <p>らの再生費用となるのか確認しましょう。(表は、10 a 当たりの工事費を簡便に算定するためのチェックフローであり、実際の施工は、他種機械や家畜の使用等、いかなる方法でも構いません。</p> <p>※1号遊休農地の場合：10 a あたり10万円以上、2号遊休農の場合：10 a あたり4万円以上)</p> | |
| <p>28 (29)</p> | <p>参考</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（県残土条例）及び市町村残土条例</p> <p>農地のかさ上げ（客土を含む）といった土砂の埋立て等3000㎡以上の区域で行う場合には、千葉県知事の許可(一部の市町は市町長の許可)が必要となります。</p> <p>また、3000㎡未満の区域で行う場合には、各市町村へ確認してください。</p> <p>県HP「再生土条例関連情報」 http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/index.html</p> | <p>参考</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（県残土条例）</p> <p>外部から搬入した土砂等の埋立て等により、農地のかさ上げ（客土を含む）等を行い、その埋立て面積が3000㎡以上にあつては県残土条例に基づく千葉県知事の許可が必要であり、3000㎡未満にあつては各市町村長の残土条例に基づく市町村長の規制対象となります。</p> <p>なお、一部の市町村の区域では、全ての面積について、県残土条例ではなく、市町村条例が適用されるため、詳細は県又は各市町村にご確認ください。</p> <p>県HP「再生土条例関連情報」</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | | <p>http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/index.html</p> <p>千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（県再生土条例）</p> <p>産業廃棄物（建設汚泥、コンクリートくず等）を処理した再生土の埋立て等により、農地のかさ上げ（客土を含む）等を行い、その埋立て面積が500㎡以上である場合には、千葉県知事へ届出が必要となります。</p> <p>なお、一部の市町村の区域では、全ての面積について、県再生土条例ではなく、市町村条例が適用されるため、詳細は県又は各市町村にご確認ください。</p> <p>県HP「再生土条例関連情報」</p> <p>http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/index.html</p> |
| <p>29 (30)</p> | <p>再生作業への助成</p> <p>荒れた農地の再生作業（刈払い、抜根、耕起、整地など）、土づくりを支援します。</p> <p>〈補助率〉</p> <p>事業費の1/2（県1/4、市町村1/4）</p> <p>※1号遊休農地を本事業で1ha以上、再生する場合</p> | <p>(削除)</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>事業費の3/4（県1/2、市町村1/4）</p> <p><対象者></p> <p>農地を借り受けて再生作業を実施する方（原則地権者による再生作業は対象外）</p> <p><支援を受けるための主な要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内の1号遊休農地もしくは2号遊休農地 ・対象農地が1号遊休農地の場合：再生費用が10aあたり10万円以上 ・対象農地が2号遊休農地の場合：再生費用が10aあたり4万円以上 ・再生後5年以上耕作すること | |
| 30 | | <p>最適土地利用対策（農山漁村振興交付金）</p> <p>地域ぐるみの話し合いに基づき計画された荒廃農地の有効活用や低コストによる農地維持（放牧・蜜源作物・緑肥作物・省力化作物等の栽培を行う粗放的農地利用）の取り組みを支援します。</p> <p>■ 交付対象</p> <p>○ 荒廃農地の解消と簡易な基盤整備（農地等活用推進事業）</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>(ソフト) 定額 最適土地利用計画・整備計画の策定費用</p> <p>(ハード) 定率：平地50%、中山間地域55% 暗渠排水、客土、農業用ハウスの整備、 土壌改良、刈払い等</p> <p>○低コストによる農地維持の取組 (低コスト土地利用支援事業)</p> <p>① 粗放的農地利用事業</p> <p>(ソフト) 定額 最適土地利用計画・整備計画の策定費用、 低コストによる農地維持に取り組むために 必要な経費 (家畜のレンタル料、蜜源・緑肥等の種苗代、 省力化機械の購入費等)</p> <p>(ハード) 補助率：平地50%、中山間地域55% 刈払い、耕起・整地、電気牧柵の設置等</p> <p>② 生産性検証(食料自給力確保)事業</p> <p>(ソフト・セミハード) 定額 最適土地利用計画・整備計画の策定費用、</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--------------------|--|---|
| | | <p>生産性検証費用、検証に必要な刈払、耕起・整地、除礫、土壌改良、抜根等</p> <p>※各事業を組み合わせることが可能</p> <p>※ハード事業は、1工区当たりの事業費の上限を200万円とする。(1工区：連坦した農地(畦畔含む)のこと)</p> <p>■事業要件</p> <p>①最適土地利用計画等*を策定すること</p> <p>※地域の話し合いに基づき作成される農地の活用方法についての計画</p> <p>②事業完了後、5年間耕作又は粗放的利用を実施すること</p> <p>③市町村、農地所有者、農業者、地域住民が参画すること</p> <p>④実施区域は農振農用地区域内の農地等(確実に編入する地域を含む)</p> |
| <p>31 (31)</p> | <p>●耕作放棄地を再生した場合の営農機械整備への助成 →再生面積が0.2ha以上0.5ha未満の場合1/3、0.5ha</p> | <p>●耕作放棄地を再生した場合の営農機械整備への助成 →再生面積が0.2ha以上0.5ha未満の場合1/3以内、</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| | 以上 1ha 未満の場合 1/2、1 ha 以上の場合 2/3 を補助 (園芸作物) | 0.5ha 以上 1ha 未満の場合 1/2 以内 、1 ha 以上の場合 2/3 以内 を補助 (園芸作物) |
| (32) | | (削除) |
| 35 (38) | <p>機構での借り受け</p> <p>○機構の定める基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続きを行います。</p> <p>賃借権等の設定</p> <p>○協議が整った場合、機構が農用地利用配分計画を定めます。</p> <p>○契約書の作成や農地法の許可は不要です(農地利用配分計画の認可、公告によって賃借権等が設定されます)。</p> | <p>機構での借り受け</p> <p>○機構の定める基準やマッチングの結果により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続きを行います。</p> <p>賃借権等の設定</p> <p>○協議が整った場合、機構が農用地利用配分計画又は市町村が農用地利用集積計画を定めます。</p> <p>○契約書の作成や農地法の許可は不要です(農地利用配分計画の認可、公告又は農用地利用集積計画の広告によって賃借権等が設定されます)。</p> |
| 37 (40) | <p>地域集積協力金</p> <p>■交付要件</p> <p>○集積・集約化タイプ</p> <p>交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手(※)に集積されることが確実であること</p> <p>○集約化タイプ</p> <p>・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以</p> | <p>地域集積協力金</p> <p>■交付要件</p> <p>○集積タイプ</p> <p>交付対象農地のうち10%以上が新たに担い手(※)に集積されることが確実であること等</p> <p>○集約化タイプ</p> <p>・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以</p> |

上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が目標年度までに1.5倍以上となること

上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積等が目標年度までに1.5倍以上となること

集約化奨励金

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託をした場合、その地域に対して交付

■ 交付対象地域

上記の地域集積協力金の交付対象地域に準ずる

■ 交付要件

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- ・既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること 等

| | | |
|----------------------|---|--|
| | <p>経営転換協力金</p> <p>■ 交付要件</p> <p>①全自作地又は減少する部門の全自作地を10年以上機構に貸し付けること</p> <p>②機構へ貸付けた全自作地のうち、一筆以上は受け手に借受けられること</p> <p>③所有する遊休農地は全て解消すること。ただし、「農業振興地域内の遊休農地で農業委員会が行う利用意向調査で機構への貸付意思が書面で示されている農地」は除く</p> | <p>経営転換協力金</p> <p>■ 交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全自作地又は減少する部門の全自作地を10年以上機構に貸し付けること ・機構へ貸付けた全自作地のうち、一筆以上は受け手に借受けられること ・所有する遊休農地は全て解消すること。ただし、「農業振興地域内の遊休農地で農業委員会が行う利用意向調査で機構への貸付意思が書面で示されている農地」は除く 等 |
| <p>4 1 (4 4)</p> | <p>2 地域共同の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理への支援</p> <p>(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金)</p> <p>【支援内容】</p> <p>○農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等</p> | <p>2 地域共同の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理への支援</p> <p>(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金)</p> <p>【支援内容】</p> <p>○農地 (削除) の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等</p> |
| <p>4 4 (4 5)</p> | <p>発行日</p> <p>平成29年3月</p> <p>平成30年3月 (改訂版)</p> | <p>発行日</p> <p>平成29年3月</p> <p>平成30年3月 (改訂版)</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>(平成29年11月6日付 農振第1043号の 内容を反映)</p> <p>令和3年3月 (改訂第2版)</p> | <p>(削除)</p> <p>令和3年3月 (改訂第2版)</p> <p>令和4年3月 (改訂第3版)</p> |
|--|--|---|